

平成26年度第2回高崎市子ども・子育て会議 会議録概要

- 日時 : 平成26年9月18日(月) 午後2時00分～午後4時30分
- 場所 : 高崎市役所 本庁舎4階 庁議室
- 出席者 : 別紙のとおり
- 傍聴者 : 7人
- 会議に付した案件
 - ・ 子ども・子育て支援新制度の施行に向けた現状等について
 - ・ 新制度の施行に伴う各種基準の検討について
 - ・ 幼稚園・保育所等の利用者負担の額について
 - ・ 支給認定及び保育の必要性の認定について
- 配付資料 ・ 次第
 - 事前送付資料
 - ・ 資料1 子ども・子育て支援新制度の施行に向けた現状等について
 - ・ 資料2 新制度施行に伴う各種基準の検討について
 - ・ 資料2-①
 - 「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」の概要
 - ・ 資料2-② 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の概要
 - ・ 資料2-③ 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の概要
 - ・ 資料2-④ 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の概要
 - ・ 資料3 幼稚園・保育所等の利用者負担の額について
 - ・ 資料3(別紙1) 国 子ども・子育て会議資料より
 - ・ 資料3(別紙2) 平成26年度高崎市保育料基準額表
 - ・ 資料4 支給認定及び保育の必要性の認定について
 - ・ 子ども・子育て支援新制度ハンドブック 施設・事業者向け
- 会議録 : 別紙のとおり

○ 出席者（委員）：18名

番号	所属団体等	氏名	当日 出欠
1	高崎市医師会	新井 英夫	
2	高崎市区長会 副会長	飯野 茂	
3	公募市民	小澤 健一	
4	高崎市保育協議会 会長	狩野 章	
5	公募市民	後閑 紀子	
6	日本労働組合総連合会群馬県連合会 高崎地域協議会 事務局次長	越澤 恭行	
7	元教育委員長、あすなろ学童クラブ代表	小見 勝栄	
8	高崎市PTA連合会 常任理事	小峯 希子	
9	高崎市母子等保健推進協議会 副会長	城田 尊子	欠席
10	高崎市学童保育連絡協議会 会長	鈴木 宏輝	
11	高崎市民生委員児童員協議会 主任児童委員連絡会会長	高橋 鈴子	
12	高崎健康福祉大学 教授	千葉 千恵美	欠席
13	高崎市私立幼稚園父母の会連合会 会長	土岐 輝美	
14	高崎市小学校長会 城南小学校長	永井 典代	
15	高崎市心身障害者等連絡協議会 会長	中澤 登	
16	高崎市保育協議会保護者会 会長	長澤 尚胤	
17	高崎市私立幼稚園協会 副会長	蜂須賀 和夫	
18	高崎市社会福祉協議会 会長	松橋 亮	
19	高崎市児童文化スポーツ連合会 理事長	吉井 良弘	
20	認定こども園の代表者	和田 辨孝	

○ 出席者（事務局職員）：20名

○ 会議録

1. 開会 (事務局)	<p>定刻となりましたので、ただいまから平成26年度第2回高崎市子ども・子育て会議を開会させていただきます。</p> <p>それでは、会議の開会に先立ちまして、本日の会議は出席18人、欠席2人でございますので、高崎市子ども・子育て会議条例第6条第2項の開催要件を満たすことをご報告いたします。また、高崎市情報公開条例第30条の規定に基づき、会議は公開となっておりますので、併せて報告させていただきます。なお、高崎市審議会等の会議の公開に関する要綱第6条第2項の規定により、傍聴者による録音、ビデオ等の撮影は禁止しておりますが、報道関係者に限り、写真撮影を許可しております。</p> <p>それでは、お手元の次第に基づきまして進めさせていただきます。</p>
2. 会長あいさつ (事務局)	<p>はじめに、次第2「会長あいさつ」でございます。</p> <p>会長からごあいさつを頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>(会長あいさつ)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、議事に入りたいと思います。</p> <p>議事の進行は、高崎市子ども・子育て会議条例第6条第1項により、会長が議長となることになっておりますので、ここからは会長に進行をお願いしたいと思います。</p>
(会長)	<p>これより議事の進行を務めさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。議事の協議に入る前に会議録の署名人の指名をさせていただきます。高崎市子ども・子育て会議運営規則第3条第2項に会長が会議録署名人1人を指名することになっておりますので私から指名させていただきます。</p> <p>当会議の会議録署名人として委員Aを指名したいと思います。委員Aは、当会議の会議録が完成しましたら、ご署名をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
3. 議事1 (会長)	<p>それでは議事に入ります。まずは議事(1)「子ども・子育て支援新制度の施行に向けた現状等について」を議題といたします。</p> <p>(子ども・子育て支援新制度全般に係る現状や施行に伴う改正点、今後の課題等について事務局から説明を行った。)</p> <p>事務局からの説明は終わりました。</p> <p>子ども・子育て支援新制度は予定では平成27年度からスタートすることになっておりますが、消費税率が10%にならないとスタートしないことになっており、様々な状況が不確定な中で準備を進めて行かなければならないとのことですが委員の皆様から子ども・子育て支援新制度の施行に向けた現状等について何かご質問等はございますか。</p>
(委員B)	<p>資料に記載の施設型給付費の中で、今後の事務の課題として、幼稚園の保育料が私立と公立で違うとあります。直接なかなかこの会議の中では出てこないのですが、5年ごとのこれからの計画を立てるにあたりまして、高崎市は公立幼稚園をどのように考えていらっしゃるのかということをお伺いいたします。国のほうでは私立と公立、分け隔て</p>

<p>(事務局)</p>	<p>のない保育料を設定するようになっているはずなのですが、その辺をお聞かせください。</p> <p>今現在でも様々な点が不確定で決められないでいる状況で、ご指摘いただきました点についても非常に大きな課題と考えております。特に公立につきましては国で基準を定めてくるのかなと予想をしていたのですが、これは市でやっているものだとということで、国では特別基準を示さないという説明をされました。</p> <p>現状の公立の幼稚園の保育料、私立幼稚園の保育料とかなりの大きな隔たりがございます。これをどういうふうにしていくか。1つには幼稚園を利用する利用者側にたってみますと、公立幼稚園がどのように保育の質の向上を図っていくのかというところが明確ではない段階で、何の保育の質の変化がない、変化がないところで保育料だけが上がるということに関して、これを説明するのは大変難しいところがございます。</p> <p>こうした中で国からは、大きな変化が利用者負担の中で起こらないように収めたらどうか提案はなされていますけれども、これからどのようにしていくかという課題がたくさんある中で、検討していかななくてはならないという、そういう段階でございまして、今明確に今後5年間こうなるということは答えられない状況でございます。</p>
<p>(委員B)</p>	<p>私立幼稚園では、資料のとおり、4つの形態からの選択を迫られております。本来9月に意向調査があるということでしたが、まだそれも行われていないのですが、仮に来年度4月から施行されますと、例えばこの4つあるうち、新制度に入ったときに利用定数も決まっていない段階で、公定価格は仮単価で決まっておりますが、利用定員も決まっていない、前回の会議のときにニーズ調査の結果がでたと思うのですが、0から2歳の需要と供給のバランスが生じているということでしたが、その5年間の計画を作るにあたって、高崎市全体をどういうブロックに分けて、需要と供給を見て、その地域ごとの施設の利用定数を決めていく、それは計画の段階ではいわなくてはいけないことだと思うのですが、そのことも示されていない段階で、私立幼稚園が新たな新制度へ入っていくにはかなりハードルが高く、変わってくる部分が多すぎます。周辺部分では子どもの数も減っていますので、今の私学助成のままでいくのか、施設型給付にするのか、迷っている段階ですけれども、どういうふうと考えていけばいいのでしょうか。利用定員も決まっていない、ブロック別の区割りも決めていない、各施設も決めてない状態で意向調査を本当にするのかという状況ですけれども。お聞かせください。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>まず地域分類というお話を伺っておりますけれども、こちら先ほどお答えさせていただきましたように、ニーズ調査の大枠の結果は出ましたけれども、どこの地域にどれだけ必要だという区域割について、結果自体が本当に妥当なのかどうかについて、もう少し慎重に分析していかななくてはならないということが1点あります。もう1つが地域分けについて、例えば旧町村と都市部で分ければいいのかとか、旧市域は2つぐらいにすればいいのかとか、そういった議論が煮詰まっていない状況がございます。そのため、今のところ正確にお示しができる状況にはなっていないというのが現状ではあります。個別にいくつかの幼稚園の事業者さんにはお問い合わせをいただいておりますので、その</p>

辺の現状については正式というものではないですけれども、このような状況ですよというようなことは相談に乗らせていただいているというのが、今の状況でございます。

また、意向調査の関係ですけれども、当初委員さんがおっしゃったように、国の予定だと秋ごろという説明でしたが、全体的に国がいろいろと制度の内容を出してくるのが遅れておまして、最新の国の資料ですと10月以降、確認の手続を進めるようにと示されています。当然各園がどういう方向で来年度するかという判断をする上で、必要な材料というのは、こちらから情報提供を行っていかないといけないと思っておりますので、何らかの形で意向調査をした上で、国が示している10月以降の確認の手続、法律に基づく手続をやっていきなと思っております。詳細について国が詰めているところもございますので、そういったものが固まり次第、情報提供させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(委員C)

新制度施行に際しての既存事業の拡充として、放課後健全育成事業と載っているところで質問いたします。

まず、最初のところで、新制度の、希望する子どもがすべて事業を利用できるよう拡充を図るとありますが、ここでいうところの「希望する子どもがすべて」というところが、どういう解釈をしたらいいのかと思っております。

例えば、通常学童保育というのは1年間の利用が中心ですけれども、夏休みだけとか冬休みだけという方もおりますし、あるいは極端には急遽お母さんが病気になってしまって、どうしても病院いったりしないといけないとか、そういうことで1日だけ預かれないかとかですね、そういう部分まで入るのかというのがまず1つあります。

次に、設備運営基準を条例で定めることにより「施設・運営面の質・量の確保を図る」というところですが、今、文科省のほうから合同で出ている、放課後子ども総合プランというのがあります。昔から高崎市はおかげさまで、放課後子どもプランはやらないよというふうに聞いておりますけれども、文科省の方ではそれを現在の放課後子どもプランと合同でやってくれないかという話で、その中で概ね事業所の8割くらいを空き教室の活用をしてくれという話がでております。そのあたりを絡めて、運営面の質・量の確保を図るというのを、高崎市ではどのように考えているのかお伺いいたします。

(事務局)

お答えをさせていただきます。

まず、「希望する子どもがすべて事業を利用することができるように」という書き方ですけれども、この辺については今後定めていきます条例と密接な関係がでてくると思うのですが、例えば、只今委員Cからご指摘いただいた夏休みの子だけ預かるということについては、実際にそういったやり方を実施した場合には、今の放課後児童クラブの運営が儘なくなるという状況が当然出てくるという問題があります。国の方は地域の実情について、踏み込んだところまで示されてはいませんが、条例ではその辺までも地域の実情に応じてやっていいということですので、今の学童の置かれている現状で、学童クラブが潰れてしまえば結局学童保育ができない状況になってしまうので、そういうことがないようなやり方で、なるべく多くの方が入れるような形でやっていければと考えております。

もう1つ、放課後子どもプランとの関係ということですが、こちらも只今申し上げましたように、例えば放課後子どもプランの中で、5時までは放課後子どもプランの放課後子ども教室で、学童の子どももご両親が働いていない子どもも一緒に過ごして、5時過ぎてからご両親が働いている方は学童クラブに行くというかたちになりますと、こちら放課後児童クラブの運営上、支障をきたすという状況になります。その辺につきましては、放課後子どもプランは教育委員会が所管になるという面もありますけれども、学童クラブだけで考えますと、なかなかこの放課後子どもプランを、だんだん移行していくという考え方はあるとは思いますが、制度が変わってすぐそういったものを取り入れていくというのはなかなか難しいのではないかと考えております。以上です。

(委員D)

今、事務局のお話に付け加えさせていただきたいのですが、放課後学校プランと学童保育というものは全く相容れないものだと思っているのです。ですから、あまり高崎市として、それを将来的に一緒にするという発想を全く持たないほうがいいだろうということも1つ言いたいのと、放課後学級の子どもの場合は、もともと保護にかけている子どもを預かるという観点から今の福祉の問題になっておりますけれども、これは子どもの人格を分けるようなことができないのと同じように、教育の問題として十分配慮しなければいけないものだと思っています。教育委員会そのものは、あまり学童に関係したくないというのが今までの歴史なのですね。私はここで、高崎市は是非教育委員会も積極的に子どもたちの放課後の生活の問題として関わっていただきたい。高崎は教育委員会と福祉の方が一体となって学童保育を進めているということも、是非実現していただきたい。高崎市の学童保育はどこよりも優れた施策で、高崎の子ども政策っていうのがこういうことをやっているということも、モデルになるようなことを、是非作っていただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

(委員E)

先ほどの説明の中の地域型保育事業、地域型保育給付費のところ、「既存保育所や認定こども園で保育需要が満たされれば認可の必要はない」ということで、この中に小規模保育や家庭的保育が入ってくるわけですが、それはここでは説明がないのですけれども、幼稚園教諭や保育士の資格がなくても保育事業が実施できるものがあります。それが今年2月、3月で実施したニーズ調査によって、供給不足であるということでこれを認可してしまうと、最低基準というものが、現在国が示している基準に満たないものが蔓延していきまいかねないので、これはお願いなのですが、ニーズ調査を見ながら、既存の施設を供給不足にならないようにするために、1年がかりでかからないと不足を補えないので、とりあえずこちらを認可してしまうということのないようお願いしたいと思います。以上です。

(委員F)

先日実施したニーズ調査と今日の新しい基準の検討というのが、どこで関わってきているのかというところがちょっとわからなくなってきました。何のためにニーズ調査をやったのかというところを教えてくださいたいです。

<p>(事務局)</p>	<p>少し整理をさせていただきますと、ニーズ調査は今年度末までに、子ども・子育て支援事業計画というものを法定で策定していかなければならないということで、その参考とするために行ったものでございます。</p> <p>今日の基準の検討については、ニーズに関わらず、今までいろいろと国で定めていたことについて、これからはいろいろな基準を市で定めるということになったものですから、そのことについてこちらからお話をさせていただきます、皆さんのご意見をいただきたいというものでございます。ニーズ調査と基準というのは、全く関係がないということはないですが、若干内容自体異なるところがあると考えております。</p>
<p>(委員F)</p>	<p>一市民として子どもを産み、育ててきて、すごくありがたいなと思ったのは、これだけの税金をうちの子どもに使っていただいていることで、子どもというのはすごいなと思って、今回の会議にも参加させていただいております。今、市内の小学校に通っているのですが、学童クラブでお世話になっております。学童の話もいろいろと出てきておりますけれども、実際に学校の人数や規模によりまして、全く条件が違います。土曜日やっていないところもありますし、土曜日の費用も本当に学校によって違いますので、毎日子どもを預けに行き迎えに行き思いますのは、これだけ市で学童のことをお話しするのであれば、もっと市が学校に出向いていただいて、「この学校はこういう状況だ。」「この学校はこういう問題点があるのだ。」と、もうちょっと把握していただいてから、いろいろなことを決めていただけるとありがたいなと、実際に子どもを預けて迎えにいらしている者としてそれはすごく感じます。よろしく申し上げます。</p>
<p>(会長)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>それではここで「子ども・子育て支援新制度の施行に向けた現状等について」の協議は終結いたします。</p>
<p>3. 議事2 (会長)</p>	<p>次に議事(2)「新制度の施行に伴う各種基準の検討について」の協議に入ります。(新制度の施行に伴う施設や事業等の設備や運営に関する基準の検討について事務局から説明を行った。)</p> <p>事務局からの説明は終わりました。新制度の施行にあたり、施設や事業の基準を条例で定めることになっているとのことです。</p> <p>事務局は、これから条例化に向けて準備を進めていくとのことですが、説明のありました4つの基準の検討について委員の皆様から何かご意見やご質問等はございますか。</p>
<p>(委員B)</p>	<p>今の説明ですと、ここで話し合った後パブリックコメントを求めて、条例として議会へ提出する予定ですということですが、9月議会ではなく、12月議会ということでしょうか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>ただいまのご質問のお答えですけれども、9月議会は現在開会中でして、9月議会には間に合わないという状況にありますので、今後議会の中でお示しさせていただきたいと考えております。</p>

(委員B)	<p>もし仮に来年度から新制度が動くとする、この条例案に保育室の規模が新たになったときに、そういうものをすぐ建て替えるっていうのはなかなか難しいものですから、施設とか職員の配置については、当分の間、5年とか書いてあったと思いますが、その5年というのは27年度からということでもいいのでしょうか。12月議会、9月議会で告示されても現場にとっては準備期間がないわけなのです。その準備期間のないときに4月からカウントされて猶予される期間というものがあるのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>それではお答えいたします。ただいまの委員さんのご質問は、幼保連携型認定こども園に係る基準ということでよろしいかと思いますが、こちらにつきましては、来年の27年4月1日に新制度が施行するわけですけれども、施行の前日、3月31日現在で幼稚園又は保育園というかたちで、基準を満たし運営されていた施設については、面積や施設の基準等について経過措置がありますので、その段階では経過措置の対象ということで、移行することは問題ないと思います。年限について国の資料の中では、おおよそ10年、当分の間とされていますが、おおよそ10年で見直しをしていくというように示されています。その見直しでどのようになるかは今の段階ではお答えができないですけれども、国の省令の中でも経過措置がありますので、こちらの基準でもそのようなことは考えていかなければならないと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>
(委員G)	<p>幼保連携型認定こども園の基準の条例が出ていますけれども、これを初めて見る委員さんが多いと思います。現在の認定こども園の設置基準は、群馬県で定められているので、そういった県の条例等もここに出してもらって、県や国はこういうような基準を出しているけれども、高崎市としてはどうしますか、というような提案をしていただきますと、比較ができ、皆さんのお考えが出ると思います。今日これで次の条例を決めてしまうのではなく、群馬県の条例を皆さんに見てもらって、それから高崎市の条例の骨子を作ってもらいたいと思います。</p>
(事務局)	<p>ただいまの質問でございますけれども、ここでお示しをさせていただきましたのは、国基準で示されたもので、それに基づいて各市町村が条例を定めるという流れになっております。只今、県の条例というお話もございましたけれども、そういった示された基準に基づいて定めるということになっておりますので、ご理解いただければと思います。</p>
(委員E)	<p>参酌すると従うという部分がありますが、法律で決まってしまうものは変えようがないですけれども、公定価格など国がこれから決めるのも多いわけですけれども、これから決める公定価格の部分は中核市である高崎市で、設定の要望はできないのでしょうか。これは国の子ども・子育て会議の権限なのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>もうすでに公定価格につきましては、案というかたちではございますが、国から示さ</p>

れております。今ご質問の公定価格がどういったようになるかというお話ですが、もしそのようなことを考えるとすれば、国の示すものの差額は市が考えていかないといけないということになるのかと考えております。

(委員G)

各基準についての資料の説明をお願いします。

(事務局)

4つほどあるのですが、主だったものをご説明させていただきます。

資料2-①「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」の概要について、こちらは内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号としてお示しした資料でございますが、ご説明させていただきます。

条文について、幼保連携型認定こども園の基準につきましては第1条から第14条、附則として第1条から第4条というかたちになっております。

第1条から第3条では、趣旨や設備運営基準の目的をはじめとした総則的なこと、第4条以下につきましては、個別の事項について定めております。

(各条項の詳細について説明)

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」の概要につきましては、以上でございます。

続きまして、資料2-②でございます。「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の概要、内閣府令第39号でございます。

こちらにつきましては、新制度におきまして施設型給付を受けるための施設の基準ということでございます。全体の条文が、第1条から第52条、附則につきましては1条から5条でございます。

(各条項の詳細について説明)

続いて、資料2-③「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の概要、厚生労働省令第61号でございます。こちらは先ほどの資料2-②で説明させていただいた特定地域保育型事業に該当する家庭的保育事業等のうち、家庭的事業を始めるにあたって認定を受ける際の設備及び運営に関する基準というものでございます。

こちらにつきましても全体が48条、附則が5条ということで規定されております。

(各条項の詳細について説明)

続きまして、資料2-④「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」ということで簡単に説明させていただきます。こちらについては国のガイドラインに基づいて今までやっていただいたことについて、条例として明文化していくということで、それほど変わるところはございません。

(各条項の詳細について説明)

内容については、あくまでも国で示された省令に基づくものであり、第10条の職員資格以外のところにつきましては、すべて参酌する基準ということになっております。

第10条では、職員について定めており、今まで指導員という名前で行ってまいりましたが、そちらが放課後児童支援員という名称になります。今までは誰もがなれ、特に資格というものはなかったのですけれども、今度条例を定めることによりまして、都道府県知事が研修を行います。この研修を受けて、かつ保育士であるとか10条の①から

	<p>⑨に該当する方が支援員になる資格を有することができるということになります。こちらについては、例えば群馬の研修を受けた場合でも、日本全国どこでも通用することになることで、身分が安定すると考えております。</p> <p>基準については、今後市での学童保育の実情を踏まえながら、検討をしていく必要があると考えております。以上でございます。</p>
(会長)	<p>事務局からの補足的な説明は終わりましたが、何かご質問等ございましたらお願いいたします。</p>
(委員D)	<p>学童保育の関係でございますが、高崎では70数箇所の学童保育がございまして、それぞれが非常に大きな運営に関する問題を抱えており、そこにいる支援員も大変苦しんでいるのが現状です。私は今後、高崎市としてできるだけご指導いただいて、支援員が安心して仕事が継続できる、あるいは生涯の自分の仕事として誇りを持って仕事ができるような賃金体系のきちんとできるような体制整えてほしいと思います。また、それぞれの学童70数箇所で、保育料等が非常にバラバラでして、かなり差異がございます。そういうのもできるだけ統一するよう進めてほしいと思います。この2点につきましては、早急に、そんなに長い未来ではなくて、あるいは来年の施行に併せて、新制度ができるのであればそういうところにまで思い切って踏み込んでいただきたい。高崎の学童保育は地域で運営をしており、これは非常に素晴らしいことですが、これはなかなかうまくいってないというような実態もございますので、今後の学童保育のあり方も含めて、ご指導いただきたいということをお願いいたします。</p>
(会長)	<p>ほかにありませんか。</p> <p>それではここで「新制度の施行に伴う各種基準の検討について」の協議は終結いたします。</p>
3. 議事3	<p>次に議事(3)「幼稚園・保育所等の利用者負担の額について」の協議に入ります。</p>
(会長)	<p>(新制度における幼稚園・保育所等の保育料について事務局から説明を行った。)</p> <p>事務局からの説明は終わりました。</p> <p>私立幼稚園の幼稚園保育料は、これまで各園で決めてきたものが、新制度では市が定める額が基準となるとのことですが、保育所の保育料のことも含め委員の皆様から何かご意見やご質問等はございますか。</p>
(委員H)	<p>平成26年度の保育料基準額表と比べると、今度の利用者負担のイメージというのが上がるイメージでしか見えないのですが、実際はどのように見ればいいのですか。</p>
(事務局)	<p>資料3にあります満3歳以上の表を使って説明させていただきます。現在、国で示しているのが8区分、8階層ということで①生活保護世帯から⑧所得税額734,000円以上をご負担されている方のそれぞれの徴収区分額としておりますが、高崎においてはこの8区分をより細かく20区分に細分化して、負担割合に応じられるように設定す</p>

	<p>ることで、お示しした26年度の基準額表のほうに移行させていただいているところでございます。</p> <p>新制度への移行により利用者負担が全く変わらないということではございませんが、大きく負担感が変わることをないように検討していかなければならないと思っております。</p>
(会長)	<p>ほかに何かございませんか。</p> <p>それではここで「幼稚園・保育所等の利用者負担の額について」の協議は終結いたします。</p>
3. 議事4	<p>次に議事4「支給認定及び保育の必要性の認定について」の協議に入ります。</p>
(会長)	<p>(新制度における支給認定及び保育の必要性の認定等の考え方について事務局から説明を行った。)</p> <p>事務局からの説明は終わりました。</p> <p>新制度での保育の必要性の認定等の考え方が示されましたが、委員の何かご意見やご質問等はございますか。</p>
(委員E)	<p>資料の中の「短時間認定された保護者の8時間以上の保育を希望する場合は一定要件の下に延長保育による対応」という、一定要件というのはどのようなものになるのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>保育時間というものが園によって違ってくると思います。いわゆるコアタイムに外れた場合に対応する延長ということで、その園によって8時間の考え方、通常のコアタイムの考え方が違ってくるので、それを超えてしまった場合に延長という意味で、一定の要件と書かせていただいております。</p>
(委員E)	<p>例えば9時から4時がコアタイムと考えますと、その時間に迎えにいけない方はそれを越えた部分は自分で保育料のほかに負担するということですか。</p>
(事務局)	<p>今の例えで、4時を回って5時までの保育を希望するということになりますと、4時から5時までは延長ということで、一定の負担をいただきながら利用していただくということになると思います。</p>
(委員G)	<p>今日は国の方でこう示されていますよということで、今後高崎市としてはこうしていくというご意見は聞かれませんでした。12月議会にかける前に条例の骨子ができると思いますが、なるべく早く条例の骨子を示していただきたいと思っております。特に幼稚園はどれを選ばなくてはならない、非常に重要な時期に差掛かっているので、その辺をご考慮いただいてスピード感のあるものでお願いしたいと思っております。</p>
(事務局)	<p>条例の骨子につきましては当然議会にかかる前に、皆様にお示しをさせていただいた</p>

	<p>いと思います。なるべく速やかに、進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
(会長)	<p>ほかにございませんか。</p> <p>それではここで議事4「支給認定及び保育の必要性の認定について」の協議は終了いたします。</p>
4. 閉会 (事務局)	<p>会長、議事及び意見交換の進行、ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上を持ちまして本日の会議はすべて終了いたしました。これを持ちまして平成26年度第2回高崎市子ども・子育て会議を閉会させていただきます。</p>